

さ情審査答申第249号
令和5年9月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和5年4月19日付けで貴職から受けた、「さいたま市情報公開・個人情報保護審査会、建南土第2113号による意見陳述の実施、令和4年10月20日（木）の結果、実施機関の処分は妥当であるとの裁決、ただし水路巾がない裁決の場合は、ない証明書への署名、捺印物の請求人への後日のトラブル防止のため提供すること、当日立合者、行政透明推進課職員了解済み、図面、文書への署名、捺印の開示要求します。（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年2月10日付け建南土第2212号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、妥当の裁決は水路巾、長さの記入物ないとの決定、補正により、開示による行政情報の名称、内容、と図面、文書への署名、捺印求めたが請求者は、水路、巾、長さの記入物わかるが、行政のいう水路、巾、長さのない図面、文書に付ては請求者は知らない行政が保有証明され決裁が出た、開示すべき物補正を求めるは、誤りである。

2 審査請求の理由

(1) 実施機関の不開示物、水路巾、長さは一般公開提供に記入されているが、今回の請求者による調べで提供物、開示請求提供物で明であり、実施機関のいう浦和南部土地改良区施設の引継申請関係書には水路地積表はあるが、巾、長さの記入がないが、添付図面には、水路巾、長さの記入あり、その他書面は添付なし

請求者は書面、図面、に水路巾記入設計図保有物あり、又実施機関は改

- 良区より引継立場というが、請求者保有書面には改良区書類作時より参加している、旧浦和市建設部が文蔵排水路は改修予定である、他記載あり、引継側は誤りである水路の中、長さの記入ないという図面、書面の開示。
- (2) 処分庁は請求者に水路巾なしの図面、文書、への署名、捺印の開示要求しているが水路巾なしと、弁明書に記入したのは処分庁で、請求者、水路巾あり証明物提出処分庁はない、図面、文書、を知らずに不開示決定書を定出したか、請求者求られても知らない。行政が行った物、行政内にて調べればよい。
 - (3) 処分庁は土地改良区よりの引継は引継立場であって、引継書の開示は2回開したと請求者も2回の開示を求めたが、書面がない、たらない連絡した。文書なく中実なし、書面が不足している。調査係りの開示した引継書は正本ではない、正本は県立文書館にて閲覧開示している、調査すれば水路巾が記入した書類その他一式記入あり。
 - (4) 証明文書、は県立文書館の保管、物一般に閲覧行っている、又ネット上でも閲覧、開示の案内を行っている。昭和42年土地改良課884類名浦和南部・出羽土地改良区19676号。昭和48年土地改良課326類名浦和南部土地改良区の認可27238号の2冊あり
 - (5) 請求者は本の提出はできません、県立文書館へ行き正本と行政の引継書とチェックしてみても、請求者が開示求めている内容がわかります。確認願います。
 - (6) 請求者が求めている開示請求は全部開示可能で不開示決定解消します。是非閲覧願います。又審査庁も閲覧下さい。審査請求件数が軽減します。
 - (7) 開示可能となり解決します、請求者も1件落着です。
 - (8) 補正依頼書は審査請求人に到達しており、確認している。審査請求人に補正を依頼すること自体が間違っている。審査請求人が答える立場ではない。行政内で調べればよい。補正について、処分庁と連絡はとっていない。以前脅しをかけられたから、処分庁とは会話を拒否している。
 - (9) 市は書類を開示せず隠している。永久保存のあるはずの書類がない。以前開示された引継書に抜けている書類がある。県の文書館の正本と別物である。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和5年1月19日付けで、審査請求人より行政情報開示請求書が提出された。

提出された行政情報開示請求書の「開示請求に係る行政情報の名称又は

内容」欄には、令和4年3月15日に審査請求人が提起、令和4年11月28日に裁決した審査請求に係る事項と思われる内容が記載されており、「図面、文書への署名、捺印の開示要求します」と結ばれていた。記載内容から、開示請求に係る行政情報を特定することができなかつたため、令和5年1月25日付けで、審査請求人宛「行政情報開示請求補正依頼書」を送付し、開示請求に係る「図面、文書」とは何を指すのか、「署名、捺印」とは誰の署名、捺印を指すのかを、書面（補正書）により令和5年2月8日までに明示するよう依頼した。

しかし、補正期限を経過しても補正書の提出がなく、開示請求に係る行政情報を特定することができないため、行政情報不開示決定を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書「4 審査請求の趣旨」にて「開示すべき物補正を求めるは、誤りである」と主張している。

しかし、上記1で述べたとおり、提出された行政情報開示請求書の記載内容から、開示すべき行政情報を特定することは困難である。そのため、相当の期限を定めて補正を依頼したが、審査請求人は応じなかつた。従って、開示請求に係る行政情報を特定することができなかつた。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

実施機関は、本件開示請求について、令和5年1月19日に審査請求人から提出された行政情報開示請求書に記載された事項からは、開示請求に係る行政情報を特定することができず、審査請求人に対して、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第2項に基づく補正依頼により相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、補正期日までに回答がなかつたため不開示決定を行った。審査請求人は、開示すべき物に補正を求めるのは誤りであるとの主張から、処分取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

2 条例の行政情報開示請求に対する基本的な考え方

条例は、市民の知る権利の保障の観点から、行政情報の開示を求める市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展に寄与することを目的としている（条例第1条）。

そして、行政情報の開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、行政情報の名称その他の開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項

を記載した開示請求書を提出しなければならないとしている（条例第6条第1項第2号）。これは実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政情報を他の行政情報と識別した上で、請求対象の行政情報の存否や不開示情報の有無の調査・判断を適切に行うことができるようにするためである。

そのため、開示請求書の記載内容では開示請求者が求める行政情報を特定できないと認められるときは、開示請求書に形式上の不備があるとして、実施機関は相当の期間を定めてその補正を求めることができる（条例第6条第2項）。

3 本件処分の当否について

本件において、審査請求人が提出した開示請求書の記載内容からは、開示請求に係る行政情報を特定することができないと認められる。

また、実施機関は令和5年1月25日付けで、審査請求人宛に行政情報開示請求補正依頼書を送付し、同年2月8日までに補正をするよう審査請求人に依頼した。なお、この補正依頼書では、「「図面、文書」とは何を指すのか、また、「署名、捺印」とは誰の署名、捺印を指すのか書面によって明示してください」などと、補正の参考となるよう、必要な説明がなされていた。

それにもかかわらず、審査請求人は期限を経過しても補正に応じておらず、開示請求に係る行政情報を特定することができないままとなったために、行政情報不開示決定を行ったのであって、本件処分は妥当である。

4 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 5年 4月19日	諮問の受理（諮問第586号）
②	令和 5年 6月15日	審議
③	令和 5年 7月13日	審議
④	令和 5年 9月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)